令和７年（フ）第９３号
三重県鳥羽市池上町13番11号
破産者　山田　有一
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第１４６０号
京都市北区平野八丁柳町68番地１サニーハイム金閣寺204、前本店所在地京都市上京区一条通七本松西入東町47番地３Ｍビル104
破産者　有限会社パオーンズユビキタスネットワーキング
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第２８０号
和歌山県岩出市中迫25番地の５－２－205号、破産手続開始決定時の住所大阪府泉南市樽井３丁目22番23号クレイノＨｉｒｏｐａｌａｃｅⅢ201号室
破産者　杉内　知里（旧姓貴志・松尾）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和５年（フ）第３９号
鹿児島県枕崎市千代田町92番地
破産者　川畑　宏明
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和７年（フ）第３９２号
埼玉県東松山市大字柏崎197番地
破産者　國嶋　岩雄
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第９０号
川崎市麻生区千代ヶ丘４丁目22番146、住民票上の住所川崎市麻生区千代ケ丘４丁目23番地９　ＳＫハイツ　205
破産者　小林　幸子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和４年（フ）第３７３号
新潟市東区江南３丁目５番地48　シティープラザＵ　Ｊ号、開始決定時の住所新潟市中央区日の出１丁目２番23号
破産者　鈴木　直也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６７２号
愛知県半田市花田町１丁目97番地の４　リブラ・レオ301号、開始決定時の住所愛知県半田市平地町１丁目131番地９　２号
破産者　田中　悠介
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１７９９号
愛知県半田市板山町14丁目179番地の１
破産者　平野　幸雄
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８００号
愛知県半田市青山６丁目７番地の34
破産者　平野　隆正
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９２号
神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１227号
破産者　鹿島　靖朗
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２０５号
神戸市西区樫野台３丁目13番地の９、前住所京都府長岡京市開田３丁目４番17号　レガロ・エストベンド　201
破産者　八塚　直樹
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第８６号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目11番５号
破産者　小原　幸子
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第４８６号
横浜市港北区日吉２丁目18番33－５号　フォレストガーデン日吉101
破産者　波田　和巳
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８１０号
神奈川県藤沢市遠藤6137番地の８
破産者　神村　賢一
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１６号
神奈川県平塚市八千代町12番17号
破産者　目黒ひとみ
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部